

津幡町消防本部訓令第3号

消 防 本 部
消 防 署

津幡町救急業務実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年8月18日

津幡町消防長 高 戸 勇 一

津幡町救急業務実施規程の一部を改正する訓令

津幡町救急業務実施規程（昭和62年津幡町消防長規程第2号）の一部を次のように改正する。

「第1章 総則」を削る。

「第2章 救急隊」を削る。

第6条第4項を削る。

第9条中「消防長」の次に「又は署長」を加える。

「第3章 救急出場と報告」を削る。

第10条の見出し及び同条中「出場」を「出動」に改め、同条ただし書中「市町応援協定」を「市町応援協定等」に改める。

第11条（見出しを含む。）中「出場」を「出動」に改める。

第12条第1項中「救急事故の現場に到着したときは、直ちに傷病者の状態を把握し、隊員を指揮して必要な処置を施し、最寄りの救急指定病院又はその他の医療機関（傷病者及び関係者が指定する医療機関を含む。）に」を「医療機関情報、傷病者の病態等を総合的に判断し、搬送先の医療機関を選定し、」に改め、同条第2項中「出場」を「出動」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「別に」を「石川県メディカルコントロール協議会が」に改め、同項を同条第3項とする。

第26条中「大きな救急」を「多数傷病者」に改め、同条を第25条とする。

「第6章 救急業務計画」を削る。

第24条及び第25条を削る。

第23条第1号中「、消毒」を削り、同条を第24条とする。

「第5章 救急車の取扱い」を削る。

第22条中「消防長」の次に「又は署長」を加え、同条を第23条とする。

「第4章 医療機関との連絡」を削る。

第21条中「毎月5日までに」を削り、「出場」を「出動」に改め、「（様式第5号）」を削り、同条を第22条とする。

第20条中「救急記録簿（様式第4号）に該当事項を記載し、直ちに消防長に救急出場報告書（様式第4号の2）で」を「、救急活動報告書を作成し署長に」に改め、同条を第21条とする。

第19条中「救急原票（様式第3号）、搬送者記録カード（様式第3号の2）及び救急傷病者搬送記録書（様式第3号の3）各1通」を「石川県メディカルコントロール協議会が定める傷病者搬送連絡票」に改め、「作成し」の次に「、医師」を加え、「代る者の署名押印」を「代わる者の署名」に改め、同条の見出しを「（活動の記録）」に改め、同条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第16条中「第6条に規定する」を「に定める」に改め、「医療機関又はその他の場所に」を削り、「とき」を「場合」に、「要保護者搬送通知書（様式第1号）により救急事故が発生した場所を管轄する福祉関係機関に、要保護傷病者搬送書（様式第2号）により医療機関の長に、通知しなければならない」を「同法第19条各項に定める機関に通知するものとする」に改め、同条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（搬送を拒んだ者の取扱い）

第15条 傷病者又はその関係者が搬送を拒否した場合は、搬送しないことができる。

第27条を削り、第28条を第26条とし、第29条を第27条とする。

「第7章 災害救助法との関係」を削る。

第30条を第28条とする。

様式第1号から様式第8号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和7年9月1日から施行する。

（津幡町救助業務実施規程の一部改正）

2 津幡町救助業務実施規程（昭和62年津幡町消防長規程第3号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第26条」を「第25条」に改める。